

## 第4編 伊那中央行政組合職員団体の登録に関する条例

### 伊那中央行政組合職員団体の登録に関する条例

昭和41年12月8日

条例第19号

改正 平成10年4月1日 条例第1号

平成18年3月31日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第1項及び第5項から第8項までの規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定等)

第2条 登録の申請、登録の通知、規約等の変更又は解散の届出、登録の効力停止及び取消の通知、実施規定等については、伊那市職員団体の登録に関する条例（平成18年伊那市条例第34号）を準用し、同条例中「市長」とあるのは「組合長」と、「伊那市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。